

糸魚川市手話言語条例を制定しました

手話は、日本語とは異なる独自の体系を持った言語であり、聴覚障害のある人にとって日常生活に欠かすことのできない大切な言葉です。

外国の言葉や文化を知ると同じように、手話を学び聴覚障害への理解を深め、聴覚障害のある人と共に生きる糸魚川市を実現するために制定しました。

手話言語条例の制定を求めて

3月市議会定例会最終日、傍聴席には糸魚川市ろうあ協会と手話サークル会員の皆さん、総勢17名の姿がありました。

「ろう者の社会的不利な状況を改善したいという気持ちで、40年前から手話言語条例制定を求めてきました」と話すのは、ろうあ協会会長の田代勝典さん。ろう学校に通っていたころは、まだ日本では手話が禁止されており、口形で会話する訓練をしていたそうです。口形での会話はとても難しく、大変な苦勞をされていたとのこと。

「手話がなければ生きていけない。私たちにとっ

て命のようなものです。ようやく手話が独自の言語であることが認められたことを心から嬉しく思います」と感慨深い様子でした。



3月26日(月)、議場。市議会議員、市長とともに制定を祝って。

障害のある友達ともっと話してみたい

昨年、手話講座を受講し、糸魚川手話サークルにも所属した山崎さん(写真中央)。スポーツを通して知り合った聴覚障害のある女性ともっと話してみたいと思ったのがきっかけだそうです。市では、手話奉仕員を養成するために、毎年手話奉仕員養成講座を実施しています。簡単な挨拶などの基礎から、日常会話などの応用編まで学習します。詳しくは、お問い合わせください。



手話サークルの仲間とは、全て手話で会話をします。

手話で接客できれば

ハッピー奴奈川店には手話を勉強している人がいます。理由をお聞きすると「最初は田代さん(同店勤務・ろうあ協会会長)と話したいと思ったことがきっかけでしたが、将来的には店舗に聴覚障害のある方が来られたときに手話で接客できればと思っています」と話してくれました。



聴覚障害がある中村さん(写真左)は、買い物に行き、店員さんと手話で挨拶などを交わすのが楽しみだそうです。

問合せ 福祉事務所 障害係 ☎552-1511